

広島地方最低賃金審議会
令和5年度 第1回
広島県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会
議事録

令和5年9月26日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年9月26日（火）9時55分～11時20分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

岡田部会長、酒井部会長代理、野北委員

【労働者代表委員】

戸村委員、山崎委員、山田委員

【使用者代表委員】

桑原委員、西川委員、長谷川委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
山崎労働基準監察監督官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

それでは定刻より早いのですが皆様揃われたので、ただ今から第1回広島県自動車同付属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「自動車製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月12日から19日までの間公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。では本日は初回ですので議事に先立ちまして各委員をご紹介しますと存じます。

お手元別冊資料No.1に、自動車製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。では、労働基準部長の前田から御挨拶を申し上げます。

前田労働基準部長

おはようございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、専門部会の委員に御就任いただきまして、また、本日第1回目ですけれども、専門部会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。

この自動車製造業最低賃金につきましては、現在、時間額 964 円というところでございますけれども、本年度も労働協約のケースによる改正の申出がございまして、広島県最低賃金審議会の本審において「審議の必要性有り。」との答申をいただきましたので、本日から専門部会の委員の皆様にご具体的な審議をお願いすることになった次第です。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブということで決定されるという性格のものでございます。全会一致の議決を目指して御審議をお願いしたいと思っております。

また、この部会の日程につきましては、委員の皆様にご調整をいただきまして、本日一回目の専門部会を開催できるということで、今後数回にわたって御出席いただき御審議いただくこととなりますけれども、特定最賃の年内発効に向け御審議していただきますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

重弘室長補佐

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

重弘室長補佐

では、続きまして、ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資

料の共通資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

続きまして、議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。自動車製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として酒井委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議無し)

重弘室長補佐

よろしいでしょうか、ありがとうございます。では、部会長に岡田委員、部会長代理に酒井委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘室長補佐

それでは、岡田部会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

岡田部会長

はい、ただ今部会長に選出いただきました岡田でございます。

できる限りスムーズな審議進行を心がけて、公正な特定最低賃金の決定に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様御協力をどうぞよろしくお願い致します。私の挨拶とさせていただきます。

それでは早速ですけれども、第一回目の専門部会の議事でございますけれども、(2)のところ。「広島県自動車同附属品製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。まず事務局から本日の資料説明をお願いいたします

石井賃金室長

はい、事務局から資料の説明の前に、専門部会における議事の公開につきまして、説明させていただいてよろしいでしょうか。

岡田部会長

よろしく願いします。

石井賃金室長

ありがとうございます。着座させていただきます。ではまずお手元の共通資料No.3、通し番号3ページを御覧ください。広島地方最低賃金審議会専門部会

運営規程となっております。

本専門部会は、この運営規程に基づきまして運営されているものでございます。議事の公開の定めにつきましては、第5条第1項に規定されておきまして、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

審議会の公開につきましては、令和5年4月6日中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告においてなされました「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない。」という観点を踏まえまして、令和5年7月3日開催の第547回広島地方最低賃金審議会におきまして御審議いただきました。

その結果、今年度の審議会及び専門部会における議事の公開につきましては、運営規程のとおり、原則公開で、特段の定め該当する場合、非公開とするとされまして、公労・公使の二者の個別協議の場合は、特段な定め「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。」に該当するおそれがある場合などに該当すると考えられることから、審議会はほとんどが公労使三者揃った会議であるということから公開、専門部会は、第1回以外の審議は、ほとんどが二者のみの個別審議であることから、第1回のみを公開とするとの結論に至りました。

よって、特定最低賃金専門部会におきましても、第1回目は公開、第2回目以降は、ほとんどが二者協議であることから非公開とすることとなります。

さらに、専門部会の議事録の作成について申し上げます。共通資料No.8の27

ページを御覧いただけますでしょうか。議事録の作成につきましても、情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、発言者名を議事録に付記させていただいております。

また、公開の場合の議事録は、広島労働局のホームページにも掲載しております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを御了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。今事務局から説明があったとおり、議事の公開については、審議会において議決しました。この件について何か御意見、御質問はございますでしょうか。

今年から原則公開、本審については、原則公開、専門部会に関しては、これ第1回目ですけれど、第1回目については、公開ということですので、議事の公開についても御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

(意見無し)

それでは御意見、御質問無いようですので、本専門部会はこのまま公開として進めてまいります。

では事務局、資料の説明を続けてください。

栗林賃金指導官

資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料にございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本自動車製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金、あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、「特定（産業別）最低賃金について」を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して決定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規程する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本自動車製造業最低賃金につきましては、配付しております令和5年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和5年度特定最低賃金決定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月4日の第549回広島地

方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有りとの答申がなされましたので、共通資料のNo.2、通し番号2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、「令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページを御覧ください。運営小委員会の議長報告の記の、「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、「全会一致の議決に至るよう、一層努力すること。」とされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和4年度最低賃金審議結果一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます、この表の右側の4列目に自動車製造業がございます。

昨年、令和4年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額26円、時間額964円の答申をいただいております。

今年度から新たにお付けしている資料として、共通資料の最後の方にありますが、No.23、84ページを御覧ください。令和5年民間主要企業新規賃上げ要求・

妥結状況を厚生労働省がプレスリリースしたものです。対象は、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合がある企業と大企業ですが、産業別の数字が分かるので、参考として付けさせていただきました。

また、机上配付しております資料の説明をいたします。

まず、今年から新たに作成しました令和 5 年 1 月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。これは、昨年以降消費者物価指数が上昇していることから、特定最低賃金改正後の 1 月から 8 月までの消費者物価指数の上昇率の推移となっております。

次に、広島県最低賃金改正のリーフレットが 2 種類ございます。まず、本省作成リーフレット、そして、広島県作成のリーフレット、「広島県の最低賃金」です。広島県最低賃金が 10 月 1 日から 970 円に改正されることから、新たに作成しました。広島県特定最低賃金の一覧を御覧ください。広島県最低賃金が 970 円に改正されることにより、広島県特定最低賃金 8 業種のうち、下の欄の 5 業種は広島県最低賃金の金額が上回ります。よって、各種商品小売業は昨年度から広島県最低賃金の適用となっておりますが、それ以外の 4 業種につきましても、改正されるまでの間、広島県最低賃金 970 円が適用となります。

そして、最後に今年度の大幅な最低賃金の引上げを受けての中小企業・小規模事業者の賃上げしやすい環境整備の各種支援策のリーフレットを御用意いたしました。特に業務改善助成金は、8 月 31 日から制度の拡充をしております。

私からの説明は以上でございます。

重弘賃金室長補佐

続きまして、広島県自動車製造業最低賃金に係る各種調査結果、統計資料の概要について、御説明させていただきます。

別冊資料の No. 2、通し番号の 2 ページになりますが、現行の広島県自動車製

造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種については、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するかということを示したものを併せて添付させてもらっております。

別冊資料No.3、通し番号の9ページ、これは、今年の全国の自動車製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号10ページからは、広島県内で実施した自動車同附属品製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月から7月にかけて、県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については、1から99人規模の事業場、これ以外の業種については、1人から29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査（サンプリング調査）です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和5年6月支払分の賃金です。

通し番号16ページの「分位偏差」を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しています。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となります。

通し番号17ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。

横軸が10円刻み（1,100円以上は100円刻み）の時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで示しております。右縦軸が折れ線の労働者

数の累計を示しております。

続きまして、通し番号 18 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

続きまして、通し番号 19 ページは自動車製造業の最低賃金の平均賃金額の推移です。

次の 21 ページが事業所規模の未満率です。未満率とは、「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」になります。規模ごとに時間額 964 円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号 22 ページが「最低賃金引上げ試算表」です。これは、「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」つまり、「影響率」を 1 円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の最低賃金 964 円を 1 円引き上げますと、13.2%に影響が出ることになります。

続きまして、通し番号 23 ページ、これは、平成 16 年度からの自動車製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧となります。

私からの説明は以上となります。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。ただ今事務局から資料についての説明がありましたけれども、これにつきましての御質問、何かございますでしょうか。

(質問無し)

よろしいですか。ではここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いいたします。

石井賃金室長

はい、本日現在の自動車製造業最低賃金の他府県の結審状況について御説明いたしますが、まだ結審したところはありません。

岡田部会長

はい、ありがとうございます。それでは、広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について、各側から御意見、意見表明をいただきたいと思います。

各側意見表明の前に個別に協議する時間は必要でしょうか。労側いかがでしょうか。

山崎委員

必要ありません。

岡田部会長

使側いかがでしょうか。

長谷川委員

5分ほど。

岡田部会長

わかりました。今ざっくり 10 時 25 分ですので、10 時 30 分くらいを目安に帰ってきていただきたいと思います。

では事務局の方で控室に御案内よろしく申し上げます。

(使側個別協議)

岡田部会長

それではお戻りいただきましたので、審議を再開いたします。ここで各側からの意見表明をお願いしたいと思います。まず労側からお願いいたします。

山崎委員

はい、それでは山崎より意見表明をさせていただきます。

この度もこの専門部会が設置できましたこと、深く感謝を申し上げたいと思います。我々としましては、関係者の御努力によっていただいたこの場におきまして、労働者を代表して使用者代表の皆様、そして、公益代表の皆様に対しまして、誠実に向き合ひまして、建設的な審議に努め、全会一致、年内発効を目指す所存です。どうぞよろしく申し上げます。

金額提示について、1回目どうするかと非常に悩みましたけれども、結論から申し上げますと、本日この場で金額提示はいたしません。その理由は、公労使の代表者が現下の環境を正しく認識し、そして共有した上で2回目以降に提示したいと考えております。

現在の取り巻く環境を認識する、すなわち、もっといえば日本全体が物価高騰に見合った賃金引上げを行う必要性、これを共有化させてもらった上で交渉を行いたいということでございます。

それでは労働側の交渉スタンスについて申し上げたいと思います。

まず一点目でございます。先ほども前田様からもありましたように、特定最賃は労働者に適用される地賃とは異なりまして、当該産業労使がイニシアティブを發揮しまして、その産業に相応しい賃金水準を設定するというものでございます。広島県における自動車産業の持続発展のためには、優秀な人材確保そして定着、これが必要でありまして、その点からも継続的な特定最賃の向上が必要であると考えております。特定最賃は地賃が担うセーフティーネットとは別な役割を果たすという認識の上で、審議をいただきたいということでございます。それから今春闘におきまして、厳しい経済環境の中、近年にない水準の賃上げがなされたということも、御紹介をさせていただきたいと思います。

全国マツダ労連加盟の自動車部品製造、これは 27 組合ございますけれども、そのうち実に 23 組合がベアに相当します賃金改善、これを獲得しております。その獲得組合の平均額を算出しますと、3,883 円となりまして、これが昨年と同じものが 670 円だったことから、大幅な増加をしております。

また、全国に目を移しましても、自動車総連全体で 385 組合が対象としてございまして、そのうち 340 組合が賃金改善分を獲得しております。その改善額もマツダ労連を更に上回って、4,338 円となっております。

このことから、我々労働組合組織の会社だけの話ではなくて、未組織の更に小規模の企業も同様に賃上げをしていかなければ、この物価上昇下での日本経済の好循環は達成できません。

そして三点目でございますが、これは直近の消費者物価指数に関しまして触れたいと思います。持ってきたものは 7 月の数字だったのですが、最近 8 月の数字が横ばいという形で発表されておりますので、7 月の数字で申し上げますが、8 月も横ばいということで御理解いただけたらと思います。2020 年を 100 とした物価指数、これが 105.7 ということなので、かなり 3 年間で上昇しているということでございます。そして、前年同月比のパーセンテージで言いますと、3.3%の上昇となっております。政府日銀は 2%の物価上昇を目標と申しますが、明らかにそれを上回るペースで進んでいるところでございます。賃金上昇が追いついていない状況であると言えます。労働組合の交渉結果が先ほど述べたとおりなので、中小の未組織企業は、賃上げが十分に波及できていない、これは実態としてあると言い切れると思います。給料が上がる経済というのが、この日本社会全体で実現され、物価上昇と賃金アップを正しく循環です、これが交互にステップを踏むように循環していくことで、経済を活性化させていく、企業が人と技術に投資をしていくという状況がもたらされなけれ

ば、今後イノベーションや技術開発は難しくなります。人を育て、人を大切にすることなくして、日本の復活は有り得ないということを皆さんと共有した上で議論を進めてまいりたいと思います。

最後に業界を取り巻く状況につきまして、メーカーと部品企業に分けてそれぞれの立場から申し上げたいと思います。それではメーカーの方、山田委員からよろしく申し上げます。

山田委員

私からは広島県の自動車製造を代表するマツダの賃上げや人材不足に関する情報を共有させていただいております。

今年は初任給引上げに関する情報共有をさせていただきます。日本国内は、あらゆる産業において大変深刻な人材不足に陥っていることは、皆さん御承知のとおりだと思います。今年の春に入社した新入社員の初任給において、大手企業を中心に過去例のない大幅な初任給の引上げが行われました。マツダについても採用競争力維持の観点から、今年の6月大卒の初任給を14,000円、率にして6.6%の大幅な引上げを行いました。これは、約半世紀で最大の引上げ額となります。また、一度で一気に14,000円も引上げたわけでございますけれども、この金額はマツダが過去25年に渡って1,000円とか2,000円とか、年によっては1円も上がらない年もありますが、25年コツコツと積み上げてきた合計金額を一度で引上げたというくらいの規模感でございます。如何に過去に例のない引上げが行われたかというのは、御理解をいただけたのかなと思います。ただ、大卒の初任給の世間相場が25万円まで急激に引上がっていることから、この異例の状況が一過性のもので終わるわけではなく、マツダの初任給の引上げは、来年、再来年も同じ規模の予定があるというところでございます。

先日経団連の戸倉会長が来春の春闘においても、大手企業の賃上げ率につい

て、「是非4%超えたい、物価高に負けない賃上げを続ける必要がある。」とおっしゃっていただきました。昨年の賃上げ率は、経団連の大手企業の平均で3.99%と30年ぶりの高水準となったわけですけれども、経営者のトップ自ら異例の賃上げを一過性のものとせず、継続して取り組むことが重要とコメントされております。マツダを始め大企業の賃金は、異例の引上げが継続すると見ていいのかなと考えております。

続いて、広島県最低賃金について目を向けますと、こちらも40円、率にして4.3%という大幅な引上げがありました。大手企業の賃金も地域別最低賃金も4%を超える極めて異例の大幅な引上げがされる中、広島県を代表する自動車産業の持続発展のためには、優秀な人材確保定着の観点から、広島県の自動車製造の最低賃金も同様に、4%を超える思い切った大幅な引上げが必要だと我々は考えております。取り巻く環境変化、実態を踏まえて、是非前向きな御論議、審議をどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

山崎委員

はい、続いてサプライの状況でございます。

まず、サプライヤーの話をする前に、マツダの業績について触れます。2024年3月期、今期の第一四半期のマツダ(株)の業績であります。昨年がちょうど上海ロックダウンが凄く影響があったということで、前年同期と比べますと連結出荷台数、そして営業利益共に大幅に伸びております。それと呼応しまして、サプライヤーさんの売り上げも伸びています。すなわち、慢性的な人手不足の中、日々生産に対応されているという状況です。

山田からマツダの初任給の話をさせていただきましたけれども、サプライヤーとしても、採用人数の確保のために、大幅な初任給の引上げが散見されてお

ります。しかも、元々若年層の賃金水準が低いところに、ぼこっと初任給だけを引き上げることから、2、3年目社員との賃金の逆転現象も起きていると聞いております。当然モチベーションの面で新たな課題が生じていますし、ここが今後どのように対応していかなければならないのかというのは、労働組合としても注視していかなければならないと考えております。県最賃が970円で、今我々の自動車製造業種は、特定最賃964円ですから既に埋没していると。その状況の中でサプライチェーン上流の2次3次のサプライヤーが引き続き人員確保をしていくためには、何より消費者としても車を買っていただく状況にするためには、業界全体の賃金引上げが不可欠と考えます。

全体の賃金底上げを実現するには、価格転嫁を行き渡らせなければならぬと考えております。昨年までの議論では、中々価格転嫁を進めるのが難しいのだという御意見もあったかと記憶しておりますが、とはいえ、一年前は新車価格の値上げ価格転嫁ですら中々おいそれとはできないという雰囲気だったのが、昨今では随分この状況も変わってきていると言えます。難しいで終わりにするのではなく、価格転嫁を本気でやっていく、その思いを労使で共有化させていただいて、それができる環境づくりを労使協力して進めていきましょう、その思いを込めまして労側の意見を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは使側から意見表明をお願いいたします。

長谷川委員

はい、長谷川でございます。私の方から基本的な考え方についてお話をさせていただき、引き続いて各業界代表委員からそれぞれの状況などについてお話

をさせていただこうと思います。

まず、現在の経済情勢でございますけれども、本日の各新聞紙面を見ても大型の経済対策を10月にはまとめていくという中、物価高対策については、出口が見えない状況、特にガソリン電気ガスなどのいわゆる燃料系についてのところには高騰が大きく、経済活動、特に企業についての活動についても大きな影響を与えているという状況だと認識しております。

そうした中で政府の賃上げ対策についてみると、従業員の給料を増やした企業を対象とした減税制度だとか、あるいはリスキリングだとかという形で、今回特定最賃の影響を受けるだろう事業者にとってみると、効果がどれほどあるのかわからない状況ではないかと考えております。

また、中小小規模事業者の多くは、コロナのゼロゼロ融資を利用しており、それが3年後ということなので返済が始まっております。現実には運転資金とか資金繰りにも影響が出ているという状況です。賃上げができる環境というのはない状況だと考えておりますし、先ほど山崎委員の方から価格転嫁の方についても、できる状況になっているのではないかというお話もございましたが、現実のデータをみると、特に労務費については、全体で価格転嫁ができると言われているのが37.4%、ということは全体の63%、3分の2が転嫁できていないという状況がまさに現実です。特に経営体質の脆弱な中小企業者は、いわゆる零細企業小規模事業者は、ぎりぎりの中で企業経営をせざるを得ない状況でございます。地域の雇用を守る意味で企業をつぶさない、継続するという一方で地域の雇用を守っていく状況、賃金を決める場合には最低賃金法にも書いてありますけれども、やはり賃金の支払能力について考慮をする。現実の状況を直視する。ということが重要ではないかと思っております。

最賃についても過去最大の上げ幅がありましたので、これ以上私としては中

中小規模事業者に負担を強いるということは、現実的には難しいのではないかと考えています。ただ先ほど山崎委員からもございましたように、労働者代表の皆様方と、あるいは公益委員の皆様方の御意見については、誠実に向き合っ
て全会一致に向けた審議について務めていきたいと考えていますのでよろしく
お願いいたします。

続きまして業界代表の方から御発言を頂きます。

西川委員

それでは私の方から少し状況を御説明させていただきます。

先ほどの御説明もありましたように、昨年、特に第一四半期におきましては、
コロナ禍における半導体不足が原因により大幅に出荷台数が遅れまして、非常
に厳しい状況でした。それに比べますとこの第一四半期に関しましては、結果
的には対前年では増収増益でございました。

一方で市場別におきましては、日本欧州北米が増加をしておりますけれども、
御承知のように、中国が非常に厳しい状況でございます。これは、本当に2割
3割というレベルで台数の落ちているというのが現状でございます。

加えまして船舶、特に物流、これによる影響が非常に起因しておりまして、
出荷台数という面におきましては、当初計画に対して未達というのが現状で
ございます。非常にまだまだ増収増益とはいえども、厳しい状況が続いていると
いうのが現状でございます。

以上です。

桑原委員

桑原の方から私のところで抱えている63社の部品メーカー、それから設備関
係の業者、そこら辺の経営状態というのを補足させていただきます。

皆様の御発言のとおり、自動車産業自体は回復をして、今右肩上がりでも回復している状況だと思います。ただ広島県の自動車の下にぶら下がるところですね、ピラミッドのどちらかと言えば階層の二つ目から下の領域というところで行きますと、状況とするといろいろな費用が増えつつあります。これから物流も増えますし、それから色んな事務手続上の電子帳簿だとか、いろいろなところで費用が増えております。

それから人が足りないので、人を補うために設備投資をかけないといけないので、そこでの費用も工場としてはものすごくかかっている状況になります。その中で価格転嫁、さっきも何回か話ができましたけれども、価格転嫁ができる構造になっているかどうかというところなのですけれど、マツダさん全体からいけば各市場からのユーザーとか、ディーラーからの価格というところは見直しをされて、車両としては十分お金を取れていると思うのですけれど、問題は広島県の自動車産業の構造、やはりピラミッドになっているのです。ではそこにぶら下がっている末端までどこまで価格転嫁が行き渡るのかということになると、先ほどの長谷川委員の話ではないのですけれど、中々そこは展開出来ていないというところで、業界としては非常に上向きでいいようには見えるのですけれど、ここら末端までお金が回っていくという構造が今の日本の中ではできていないので、この辺りで特に中小零細企業を抱える部分、我々組合、それから長谷川さんのところの商工会の部分でも非常に苦慮されているところだと思います。先ほどの山崎委員の話も、これは的を得た話だと思いますけれども、そこを裏返すと価格転嫁ができにくいピラミッド構造の中で自動車産業は動いているということで、広島県の中というのは、特に中小零細企業が多い県になりますので、そこでやはりいろいろな行政からの指導等々が無いと非常にお金が回りにくい構造になっているというところは、御理解いただきました

いなと思っております。

以上、私から申し上げます。

岡田部会長

ありがとうございました。ただ今労使双方から現状認識及び特定最賃の改正審議に当たっての御意見、意見表明がなされました。

各側の意見表明を踏まえて、お互いに質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、労側いかがでしょうか。

山崎委員

認識を共有化しましょうと、最初に呼び掛けさせていただいたように、引上げなくてはならないという御認識が我々と同じものかどうかということ、まず確認させていただきたいと思っております。

長谷川委員

賃上げという形だと思っておりますけれども、物価が上がっていくという状況の中で、それで先ほど山崎委員のお話もございましたので、そういった状況下にあるということはあろうと認識します。

一方でその水準については、支払能力ということについて加味しないと、現実的なものにならないということなので、この会を設定したということ自体は、議論をするという形については、我々としても同意見であります。

一方でその水準については、しっかり議論をすべきであると考えております。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。使側からはいかがですか。特にございませんか。

いろいろな事情、業界を取り巻く環境、それから特定最賃に関するそれぞれの御意見をいただきました。

まず労使双方で全会一致を目指したいという思いが共有されたということ、それから当然特定最賃がこの場で設定されるということは、当然上げるという思いは労使双方あると、ただその具体的な賃金に関しては、これから審議を重ねていくということになるということでございますかね。

そういう理解でよろしいでしょうか。ほかに何か労使双方で意見をいったりとか、御質問であるとかということはないですか。

戸村委員

よろしいでしょうか。ありがとうございます。初めてですのでの的外れな質問をさせていただくかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

最初長谷川委員の方から昨日、岸田首相が賃上げ対策のところについて言及いただいたのですけれど、賃上げ対策、減税、リスキリング、これ中小にとってはあまり効果が無いのではないかと、という御発言があったのですけれど、これはもう一度理由と申しますか、なぜ効果が薄いのかなということを御教示いただければありがたいと思いましたので。

長谷川委員

今、特定最賃の対象になる事業者自体は、税金を納めるほどの利潤が上がっているかという、そういった状況では無い中で、いわゆる減税ということ自体がそこに届かない、というのが一点目。

二点目については、政府のリスキリング自体は、労働者の市場性というか、いわゆる賃金の高いところの仕事に就けるような技術をリスキリングという形の中でやっていこうという趣旨なので、スキルを上げるというのは当然必要で

すけれども、今回の特定最賃に係る事業者については、効果が薄いのではないかと御発言をさせていただきました。

戸村委員

ありがとうございました。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

山田委員

質問に関連してなのですけれども、リーフレットにも良く表れておりまして、広島県下においても、この助成金の支援、国の支援だけではなくてこういった助成金の支援が有ります。これも前提として業務の効率化というところが前提になるのかなと思っております。

一方で、国のそういった支援金、中々中小零細からすると効果が薄いのではないかなという率直な本音の意見をいただいたのですけれども、こういう機会に言わずらいかもしれないですけれども、もっとこういうふうな助成金の支援制度、手続きも含めてですけれども、より中小企業の方々が業務効率化をするという観点でより効果的な支援策であったり、手続というのは御意見というか御希望、御意向があれば本音を言っていたらいいと思うのですけれどもよろしいでしょうか。

長谷川委員

そこについては、前回の最賃の時にもお話ししたのですけれども、賃上げをできやすい環境を整備するのではなくて、できる環境を作るべきではないかと。まずこちらの労働局の方でもかなり苦勞されて事業再構築であるとか、業務改善という補助金というのがあることについては、理解をしておりますし、それ

によって効果のある方々もいらっしゃると思います。

ただ一方で、現在でいうとキャッシュがないのです。要はコロナによってかなりの資金を借りていってそれを返さなくてはいけない状況が来る中で、手元資金が無いのです。手元資金が無いということは、当然この補助金というのは一定程度自らが負担をする、というのが大前提です。ただ現在においてはそのキャッシュが無いのです。そういった意味では血がでている人に対してこれを食べる、ではなくて血を止めることが必要です。最低賃金の制度は、賃上げを強いる制度です。支払能力に関わらず。それが制度であれば、最低賃金の引上げ額については、直接的な支援をするべきではないかと感じております。

岡田部会長

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

山崎委員

よろしいでしょうか、それは価格転嫁が中々末端までは行き渡らないのが、仮に行き渡っていれば、対応はできるものなのですか。

長谷川委員

労働局の方からいただいたデータにおいても、3分の2は労務費については価格転嫁ができていないわけです。そういったことが大前提ですね。

山崎委員

仮定として、労務費の上昇分も転嫁できていれば当然払えるということになるのですよね。

長谷川委員

現実のデータをみると、なぜ価格転嫁ができないかという中で主要な要素と

しては、価格を転嫁すると消費者が買い控えをするのだとか、現実としては出来ないという状況だと思います。そんなに価格転嫁自体は簡単なことではないと思います。例えば、マツダさん自体は価格転嫁についての部品代については面倒をみますというのはあるけれども、労務費までみるのかという問題もあると思います。

山崎委員

中小企業庁さんが価格交渉促進月間ということで、毎年9月と3月をその月間に指定してそのフォローアップ調査というのを毎回出していらっしゃるのですけれど、それをみるとエネルギーコスト、労務費、そして原材料費と三つの種類に分けて評価していらっしゃいます。この3月が一番新しい調査結果なのですけれども、原材料費は増加したけれども全体としては横ばい。それに対してエネルギーコスト、労務費の転嫁率は約5ポイント上昇ということで、割と社会全体では理解が進んでいると。

長谷川委員

5ポイントの上昇というのは、いくらからなのですか。

山崎委員

ちょっと待ってください、労務費は少ないですね、32.9が37.4ですから。

長谷川委員

ですから上がったように見えるのですが、どのくらい転嫁できているという実態は、いま山崎さんが言われたような状況。

山崎委員

はい、そこで一番申し上げたかったのは、これは27業種あるのですが、自動車の順位ですよ、27業種中22位、自動車と自動車部品製造が22位という

業界のランキングになっているので、非常に全体の中でも価格転嫁率が悪いという調査結果が上がっているのです。そこら辺はやはり原因をもう少し深く掘り下げて、それが他の業種のようにできるようにしなければならないのではないかと、当然すそ野が広いというのも要因の一つではあるとは思うのですけれども。

桑原委員

いいですか、ひとつは状況として我々組合企業の抱える問題の一つを補足したいのですけれど、先ほどピラミッド構造なので価格転嫁が進みにくいよというところは御説明したと思うのですけれど、価格転嫁自体が先ほど山崎委員と長谷川委員の話で、やっぱり振る部分にはできていないという状況はあるのですね。

ただもう一方、我々として大きくのしかかっているのは、自動車業界というのは特にこの地場産業は、やはり数が増えて利益が出るという構造になっているので、基本関東とか中京地区のような高付加価値の部品ではなしに、素形材の加工、板金加工であるとか鋳物であるとか樹脂の成型だとか、そういった単純製品が地場産業にはものすごく多いのですね。そうなってくるとコロナ前と今を比較したときに数はどうなのかと単純に見た場合、マツダさんの生産ベースで言えば国内の生産台数、やはりまだ15%から20%低い状態です。マツダさんはその中で発表でもありますように、台当たりの付加価値を上げて利益は確保されている、単価も当然見直されているというところなのですけれど、それが部品となったときに、特に地元の単純な部品を作っているところにどう降りてくるかという、台数が減った影響がほとんどで、価格転嫁の部分は不十分というのが影響として表れていて、やはり地場の我々の属するメーカーさんというのは、中々そこがコロナ前ほどの状況には戻ってきていないというの

が、正直なところになります。となると、やはり今回の最低賃金も当然上げないと人が集まらないというのがあるので、上げたいところなのですが、その認識は間違いないと思うのですが、ただその原資がないというところは、御理解いただきたいなと思います。以上です。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

戸村委員

人材不足という話を今言われておりますが、実は上部団体である我々自動車総連で、そこでも人材不足というところはかなり焦点を当ててこの2年間ずっと進めていこうと言っております。労使の中でも掲げてやって行こうということになっています。人材不足というのは、以前は自動車産業でいいますと整備士のところと、あとドライバーだけが焦点が凄くあったのですが、今じゃあどうなのかというと、やはり現業の方、ラインで実際に働かれる方が不足してきている、特に地域性で言いますと、九州が、熊本で今度大きい半導体の工場ができるのですが、実際そちらの方に人を取られているという話も聞いていますし、自動車産業から別の産業に移行される方もかなり出てきているのではないかと聞いております。実際お伺いしたいのですが、人材不足のところについては、どういう認識をお持ちでいらっしゃるか、本当に今厳しくて人は増やしていかなければいけないのだという認識をお持ちなのか、人材不足というところに対してどういう御認識があるのかというところをお聞きしたいと思います。

岡田部会長

いかがですか。

西川委員

私から人材不足につきましては、昨日今日に始まった話ではなくて、ここ数年非常に問題として取り上げられる機会が増えてきているテーマの一つであると認識しております。特におっしゃられるように、現業、いわゆる製造ラインで働いている現業社員につきましては、弊社においても退職率が上昇しておりますし、採用も非常に厳しいです。今年現業社員は弊社の場合も多くを新卒採用で取っておりますけれど、今年の新卒採用においてもかなり率直に申し上げると苦戦している状況です。それは一つ原因としては、おっしゃられたとおり、九州地方からの採用が非常に難しくなっているというのが一つ、もう一つは、これもおっしゃられましたけれど、自動車業界そのものの人気が一時に比べると著しく低下しております。これは現業だけに限らず、いわゆる事務系、技術系、大卒の新卒採用においても中途採用においても顕著に表れている現象です。ですので、こういった人たちに対していかに魅了づけをして、自動車業界で働きたいと思ってもらえるかという取組を弊社の中においても地場の小中学校、高校を回っていろいろな職種紹介をしたりだとか、もっといえば、自動車業界全体で、自工会を通してそういった取組も行っております。ただ現状まだ残念ながら十分な応募者母集団を確保できていないというのが、今の現状でございますし、もう一ついえば、広島というところが中々人材を十分に確保するには、まだまだ他府県他地方に比べるとやや難しいということが一ついえることかと思えます。

桑原委員

はい、我々の組合の企業さんもハローワークに行くたびに張り紙をされています。これは現業だけではなしに、間接も含めて募集をしていますけれども、人が集まりません、ほとんど集まらないですね。特に求める良い人材というこ

とになると全く自動車産業に中々振り向いて貰えない状況が続いているというところで、その厳しさはマツダさん以上に感じているところでございます。

戸村委員

カーボンニュートラル、その中でGXとか課題が自動車産業にはあると思うのですが、先ほど出ています優秀な人材の確保、私はどちらかという優秀よりは、現業でも働いていただける方、気持ちをもって入っていただける方に入っていただく必要があると思うのですが、一方でGXとかカーボンニュートラルに対応できる方、優秀な人材というものも当然必要になってくるのではないか、あるいは離職を防いでいくということが必要なのではないかという認識です。私はあるメーカーの方と話をしたときに優秀な人材の人たちの多くがBIZリーチに登録していると、多くの方が登録しているという話を聞きました。それはスキルを活かす、給料や賃金が一本ではないのかもしれませんがそういう状況プラス我々離職者のためにはこういった最低賃金のところも当然取組をしていかなければいけないと思いますし、新卒の方が何をもって企業を選ぶかという、おそらく私もそうだったのですが、賃金と休日、ここに目がどうしても行くと思います。当然マツダさんにおかれましては、必要な最賃のところを大幅に上げられたということではありますが、当然その後の賃金制度どうしていくのかということは、検討はしていかなければならないと思うのですが、まずは最低賃金のところを上げておくというところが、広島県という特殊な事情があるという話もされましたので、九州とか関西圏からこちらに来ていただけるような形の賃金を作っていくべきではないかと思っています。

よろしく申し上げます。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。いろいろな御意見ありますけれども、多分思いは一緒に人手不足、どうやって解消していくか、そのためには労働環境、特に自動車業界の優位性を確保していくには、労働環境を整備して少しでも人気が得るといった思いが労使一緒に、その中でこれからどういうふうに具体的に賃金に反映させていくのかという議論に入っていくのだと思います。そういう中で本日は労側から金額提示は、今日は差し控えるという話がありました。

使側の方はいかがでしょうか。

長谷川委員

我々の方も労使の中でこういった議論を踏まえながら提示していくと考えておりますので、今回は提示しないと考えております。

岡田部会長

はい、わかりました。ということなので、本日はこれ以上審議を続けましても進展はないと思いますので、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。

次回からは金額審議ができるように御用意いただければと思います。

それでは次回の専門部会の開催日程について事務局からお願いします。

重弘賃金室長補佐

では私から次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局で日程調整をさせていただき、今回は10月4日水曜日11時から2号館6階7号会議室、こちらの会議室での開催を予定しております。その次は10月17日火曜日の10時からの予定となっております。以上です。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは次回の開催ですけれども、10月の4日水曜日11時から本日と同じ2号館6階7号会議室での開催です。皆様には日程の確保よろしく申し上げます。

そのほか何かございますでしょうか。

石井賃金室長

よろしいですか。さきほど戸村委員から御質問があった業務改善助成金の件なのですけれども、厚生労働省が力を入れていますのが業務改善助成金ということで、これは数年前からありましたけれども、令和3年度辺りから件数が多くなりまして、申請ケースでいうと令和2年が一年間で26件だったところが、令和3年160件、令和4年が177件、そして今年が8月の段階で104件という形になっています。かなり増加しているという状況でございます。これは最後に皆様にお配りしますけれども、業務改善助成金のアンケート結果という昨年度のアンケート結果をまとめさせてもらったものをお配りいたします。私どもの方、色んな形で業務改善助成金の周知をさせていただいております。

私からは以上です。

戸村委員

今の件数は、これは広島県ですか。

石井賃金室長

広島です。

戸村委員

はい、ありがとうございます。

石井賃金室長

広島県の申請件数ですね。

岡田部会長

じゃあ、この会が終わった後でそのチラシを配布させていただければというふうに思います。

それでは次回の専門部会は金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開をすることにより個人情報保護の支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので広島地方最低賃金審議会専門部会運営規定第5条に基づき非公開といたします。

それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様ありがとうございました。